

障害者控除の認定内容及び対象者

障害者

認定内容	認定要件（要介護度及び日常生活自立度）
1 知的障害者（重度以外）に準ずる。	<p>基準日現在、（１）及び（２）の状態であること。 ただし、特別障害者に該当する者を除く。</p> <p>（１） 介護認定の要介護度が要介護１以上であること。 （２） 誰かが注意していれば自立できるが、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが多少見られる。</p>
2 身体障害者（３級～６級）に準ずる。	<p>基準日現在、（１）及び（２）の状態であること。 ただし、特別障害者に該当する者を除く。</p> <p>（１） 介護認定の要介護度が要介護１以上であること。 （２） 屋内での生活はおおむね自立しているが、外出には介助を要する。</p>

特別障害者

認定内容	認定要件（要介護度及び日常生活自立度）
1 知的障害者（重度）に準ずる。	<p>基準日現在、（１）及び（２）の状態であること。</p> <p>（１） 介護認定の要介護度が要介護４又は要介護５であること。 （２） 日常生活（着替え、食事、排せつ等）に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態であること。</p>
2 身体障害者（１級・２級）に準ずる。	<p>基準日現在、（１）及び（２）の状態であること。</p> <p>（１） 介護認定の要介護度が要介護４又は要介護５であること。 （２） 日中はベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。 食事、排せつはベッドから離れて行い、車椅子に移乗するとき、介助を必要とする状態であること、又はそれ以上の身体的介助が必要であること。</p>
3 ねたきり高齢者	<p>基準日現在、（１）及び（２）の状態であること。</p> <p>（１） 介護認定の要介護度が要介護４又は要介護５であること。 （２） 基準日までに６月以上継続して、身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする状態であること。</p>

備考

- 1 基準日は、所得税又は市・県民税の申告に係る控除対象年の１２月３１日とする。
- 2 対象者が所得税又は市・県民税の申告に係る控除対象年の途中で死亡した場合は、その死亡した日を基準日とする。